

岩手県告示第402号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成28年岩手県告示第124号）で公示した公共測量を終了した旨大船渡市長から次のとおり通知があった。

平成28年4月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 大船渡都市計画事業大船渡駅周辺地区土地区画整理事業（大船渡市大船渡町字新田、字台、字茶屋前、字野々田、字笹崎及び字永沢の各一部）
- 2 実施した期間 平成28年1月25日から同年3月15日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（3級基準点測量（GNSS方式））